

東京都青少年の医療費の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都及び東京都内の区域に存する区市町村（以下「区市町村」という。）が一体となつて、青少年に係る医療費の一部を助成することにより、青少年の保健の向上と健やかな育成を図り、もつて青少年の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 青少年 十五歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

二 保護者等 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、青少年を現に監護し、かつ、扶養しているものは青少年の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつて、当該青少年を扶養しているものをいう。

（東京都の負担）

第三条 第一条の目的を達成するため、東京都は、区市町村が本条例に定める要件に従つて条例を制定し、青少年に係る医療費を助成した場合における経費について、当該医療費助成額の総額の三分の二に相当する額を負担する。

（対象者）

第四条 前条の規定により、区市町村が条例を制定して行う医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、当該区市町村の区域内に住所を有する青少年又は当該青少年の保護者等であつて、青少年の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他東京都規則（以下「規

則」という。)で定める社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、青少年が次の各号のいずれかに該当するときは、当該青少年又は当該青少年の保護者等は、対象者としなない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護を受けているとき。

二 規則で定める施設に入所しているとき。

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四各号に規定する里親に委託されているとき。

(医療証の交付)

第五条 医療費の助成を受けようとする対象者は、区市町村の長(以下「区市町村長」という。)に申請し、助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第六条 区市町村は、第三条の規定により条例を制定して医療費の助成を行うに当たっては、青少年の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって青少年に係る国民健康保険法の規定による世帯主、社会保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。

2 前項の助成は、同項に規定する法令以外の法令の規定によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（助成の方法）

第七条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、病院、診療所、薬局又はこれらに類するもの（以下「病院等」という。）に対して、医療証を提示して前条第一項に規定する医療に関する給付を受けた場合に、助成する額を区市町村が当該病院等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、区市町村長が認めた場合は、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（届出義務）

第八条 対象者は、第五条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに当該区市町村長にその旨を届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第九条 第三条の規定により区市町村が条例を制定して行う医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第十条 区市町村長は、偽りその他不正の行為によつて、第三条の規定により区市町村が条例を制定して行う医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（経費交付の条件）

第十一条 知事は、第三条の規定に基づき経費を交付する際に、青少年の医療費の助成について必要な範囲内において条件を付けることができる。

（報告及び調査）

第十二条 知事は、必要があると認めるときは、区市町村長に対して青少年の医療費の助成に関して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(提案理由)

青少年に係る医療費の負担の軽減を図る必要がある。